

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	枚方市 子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和7年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)給付事務
②事務の概要	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①給付金の支給要件確認等のため、他市区町村の市町村民税情報を取得する。 ②申請書に個人番号を記載してもらうことにより、申請者個人を一意に特定する。 ③個人番号を使用して公金受取口座の情報照会を行う。
③システムの名称	子育て世帯生活支援給付金システム(その他世帯分)、児童手当システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法別表の135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 医療助成・児童手当課
②所属長の役職名	医療助成・児童手当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 072-841-1294
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー提供を基本とし、提供されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（以下「公金受取口座登録法」という。）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①給付金の支給要件確認等のため、他市区町村の市町村民税情報を取得する。 ②申請書に個人番号を記載してもらうことにより、申請者個人を一意に特定する。	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。 ①給付金の支給要件確認等のため、他市区町村の市町村民税情報を取得する。 ②申請書に個人番号を記載してもらうことにより、申請者個人を一意に特定する。 ③個人番号を使用して公金受取口座の情報照会を行う。	事後	
令和5年6月16日	II しきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2022/4/1 時点	2023/4/1 時点	事後	
令和7年9月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の101の項	番号法別表の135の項	事後	
令和7年9月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第2の121の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和7年9月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民生活部 年金児童手当課 ②年金児童手当課長	①市民生活部 医療助成・児童手当課 ②医療助成・児童手当課長	事後	
令和7年9月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 年金児童手当課 072-841-1408	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市 市民生活部 医療助成・児童手当課 072-841-1408	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月3日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規項目	十分である 判断の根拠:「マイナンバー利用事務における マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラ イン」の次の留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー提供を基本とし、提供 されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行っ た上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録 を残すこと。	事後	
令和7年9月3日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	新規項目	【○】全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	